

「日本の絹」マーク —実務者のための使用の手引き—

平成14年 9月18日

改正 平成16年 4月12日

改正 平成24年12月 1日

改正 平成26年 2月28日

改正 平成26年 4月 1日

改正 平成30年 4月 1日

一般財団法人大日本蚕糸会

1 日本の絹マーク

わが国における絹織物は長い歴史の過程で優れた技術や芸術性を培いながら貴重な伝統文化を形成しています。このため、社団法人日本絹業協会は農林水産省及び経済産業省の指導の下に関係業界の支援を得て、「国産シルク消費促進協議会」を設け、日本の伝統文化を担う国産絹製品に、「日本の絹」マークを添付して、消費者にアピールするとともに、その選択に必要な情報を提供することになりました。財団法人大日本蚕糸会（以下「蚕糸会」という。）は、平成24年11月30日に社団法人日本絹業協会より本事業を承継しました。



「日本の絹」マークは、財団法人大日本蚕糸会の登録商標（登録4710802号）です。

2 日本の絹マークの表示の対象

日本の絹マークの表示の対象は、次の絹製品とします。

- (1) 日本で製織された白生地及び日本で染織された和装品（きもの（反物及び仮絵羽）、帯、和装小物及び裏絹）とします。
- (2) 日本で製織、製編、染色・加工及び縫製された洋装品（スーツ、ブラウス及びセーターのほか蚕糸会が認めた種類）とします。
- (3) 日本で染織、染色・加工及び縫製された寝具寝装品（ふとん、敷布、寝衣のほか蚕糸会が認めた種類）とします。

3 日本の絹マークの使用形態

- (1) 日本の絹マークは、シール若しくはタッグ(以下「シール等」という。)又はスタンプに表示して使用します。
- (2) その場合のシール等及びスタンプの様式は、次のとおりとします。

和装用シール及びタッグの
様式



洋装及び寝具寝装品用シ
ール及びタッグの様式



スタンプの様式



注 1 日本の絹マークは、マークのデザインや縦横の比率をかえることはできません。

注 2 シール等については、日本の絹マークの色は、地色が白で、プロセスカラーの赤(M90%+Y100%+BK5%)及び黒(墨 100%)を使用して下さい。

注 3 スタンプについては、赤色系、黄色系及び黒色系を使用して下さい。

[スタンプの様式]

スタンプの様式の中に「日本で織ったものです。」の文言を入れる。

[裏絹のシール及びタッグの様式]

シール及びタッグの様式の中に「表示者登録番号及びこの裏絹は日本で織ったものです。」の文言を入れる。

[洋装品及び寝具寝装品のシール及びタッグの様式]

シール及びタッグの様式の中に「表示者登録番号及び日本で織り(編み)、染め、かつ製品にしたものです。」の文言を入れる。

(3) シール等及びスタンプの使用形態

- ① きもの(反物、仮絵羽)、帯、和装小物及び裏絹には、シール等を添付します。
- ② 白生地には、スタンプを押印します。
- ③ 洋装品には、シール等を添付します。
- ④ 寝具寝装品には、シール等を添付します。

(4) シール等の添付の仕組みは、次のとおりとします。

① 和装品

- ア 自生地は、織物産地組合の責任でスタンプを押印します。
- イ 先染織物、裏絹及び和装小物は、織物産地組合がその責任でシール等を添付します。
- ウ 染色加工品は、その生産に係わる染色加工業者又は染色加工業者に染め加工を委託した者が、自己の責任でシール等を添付します。その際、白生地にスタンプが押印されていることを確認します。
- エ 染織作家が、染織から染色・加工まで一貫して生産した、きもの及び帯には、生産した者の責任でシール等を添付します。
- オ 素材の生産から製織、染色・加工まで、その生産に係わる業者が提携して生産した、きもの(反物及び仮絵羽)及び帯には、その提携グループの責任者が、その責任で提携企業名とその分担等を明示したシールを添付します。

② 洋装品

- ア 製織(製編)から染色・加工、縫製まで、織物産地組合又は会社が一貫して生産した洋装品には、生産した者が、その責任でシール等を添付します。
- イ 染織作家が、染織(製編)から染色・加工まで一貫して生産した洋装品には、生産した者の責任でシール等を添付します。
- ウ 素材の生産から製織、染色・加工、縫製まで、その生産に係わるそれぞれの業者が提携して生産した洋装品には、その提携グループの責任者の責任で提携企業名とその分担等を明示したシールを添付します。

③ 寝具寝装品

- ア 製織(製編)から染色・加工、縫製まで、織物産地組合又は会社が一貫して生産した寝具寝装品には、生産した者が、その責任でシール等を添付します。
- イ 染織作家が、染織(製編)から染色・加工まで一貫して生産した寝具寝装品には、生産した者の責任でシール等を添付します。
- ウ 素材の生産から製織、染色・加工、縫製まで、その生産に係わるそれぞれの業者が提携して生産した寝具寝装品には、その提携グループの責任者の責任で提携企業名とその分担等を明示したシールを添付します。

4 日本の絹マークのポスター等への使用

日本の絹マークは、上記3によるシール等への使用のほか、ポスター、チラシ等のP R資材に印刷して使用することができます。

5 付加表示

上記3による日本の絹マークが表示されたシール等又はスタンプの使用に際し、織物素材や織物の特性、染織等の加工の種別、デザイン特性、加工業者名等を(同一のシール等若しくはスタンプ上又は別途証票上)併せて表示することは妨げません。

この場合、同一のシール等若しくはスタンプ上に表示するときは、6の(2)の②の手続きを行ってください。

6 日本の絹マークの使用のための手続き

(1) 利用の申し込み

日本の絹マークの使用は、蚕糸会の日本の絹マーク商標使用許諾が必要となります。

(申込先)

所在地 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-9-4蚕糸会館6階

名 称 一般財団法人大日本蚕糸会

電 話 03-3214-3500 FAX 03-3214-3511

(2) 許諾の手続き

① 日本の絹マーク商標使用許諾契約書の締結

(ア) 日本の絹マークの使用の許諾を受けようとする者は、商標使用許諾申請書を蚕糸会に提出します。

(イ) 蚕糸会は、申請書を審査し、適当と認められる場合は、申請者に商標使用許諾契約書を送付します。

(ウ) 申請者は、商標使用許諾契約書及び使用基準の記載事項を確認の上、署名捺印して、蚕糸会に送付します。

(エ) 蚕糸会は、契約書を受理し、表示者登録番号とシール等の清刷(又はスタンプ)を交付します。

② 日本の絹マークのサイズ等の変更手続き

蚕糸会が交付した清刷のサイズと異なるサイズで日本の絹マークを表示したい場合又は日本の絹マークに併せて付加表示を行ったシール等若しくはスタンプを用いた場合には、前もって、そのデザイン見本を蚕糸会に提出し、了解を得てください。

7 日本の絹マークの周知

日本の絹マークの使用を許諾された者又は日本の絹マークの添付された商品の生産流通に携わる者は、消費者に対し、マーク制定の趣旨、特にマークの表示対象商品についての定義(上記2)の周知に努めてください。

8 日本の絹マークの適正使用

日本の絹マークが表示の対象(上記2)でない商品に使用されている等使用基準及び契約条項に違反する事実があると認められる場合には、マークの使用許諾を取り消す等の措置を行います。

9 シール等の交付

蚕糸会は、当分の間、無料でシール、タグ又はスタンプを交付します。